

低所得の子育て世帯(ひとり親世帯)に 特別給付金を支給

対象は、児童扶養手当の支給対象となる年齢の子

新型コロナウイルス感染症の影響が長引く中で、低所得のひとり親世帯を支援するための特別給付金を支給します。この給付金は全国一律の制度で、給付を受けるには、一部の

人を除いて申請が必要です。
※ひとり親世帯以外の低所得の子育て世帯への支給については、別途お知らせします。

給付額▼児童1人につき5万円。
※児童扶養手当の支給対象となる年齢の子(18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子または20歳未満で政令の定める程度の障害がある子)。

大和市で児童扶養手当などの認定を受けている人には、申請方法などの案内を6月下旬に送付します。それ以外の人は、こども総務課へお問い合わせください

問 保健福祉センターこども総務課
課手当医療係 ☎(260)5608
FAX(264)0202

「低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金(ひとり親世帯分)」「コールセンター(厚生労働省)」
同給付金の概要はコールセンターでも案内しています。
☎0120(400)903
※月～金曜日午前9時～午後6時(祝日を除く)。

| 対 象 | 申し込み |
|--|---|
| 今年4月分の児童扶養手当が支給された人 | 不要(支給済み) |
| 公的年金等を受給していて、今年4月分の児童扶養手当の支給が全額停止された人 ※児童扶養手当の申請をしていれば、今年4月分の同手当の支給が全額または一部停止となったことが推測される人を含みます。 ※公的年金を含む、令和元年中の収入額が児童扶養手当の受給水準を下回る場合に限りません。 | 大和市で児童扶養手当などの認定を受けている人には、申請方法などの案内を6月下旬に送付します。それ以外の人は、こども総務課へお問い合わせください |
| 新型コロナウイルスの影響により家計が急変するなど、収入が児童扶養手当を受給している人と同水準になっている人 | |

さあ！あなたも
認知症サポーターに
認知症サポーター
養成講座を
開催



認知症を正しく理解し、認知症の人や家族を温かく見守る「認知症サポーター」の養成講座を開催します。
とき▼7月14日(水)午後1時30分～3時
ところ▼ロゼホームつきみ野(下鶴間418-2)
定員▼先着10人
講師▼地域包括支援センター職員
申し込み▼電話で下鶴間つきみ野地域包括支援センター(ロゼホームつきみ野)☎(272)7061へ。



同講座の受講者に配付される「認知症サポーターカード」

問 保健福祉センター人生100年推進課
認知症施策推進係 ☎(260)5612
FAX(262)0999